

桐生市電子地域通貨導入業務委託仕様書

1 業務名称

桐生市電子地域通貨導入業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

- (1) 準備期間 契約締結日から令和4年10月14日まで
- (2) 実施期間 令和4年10月15日から令和5年3月31日まで

3 目的

桐生市では、新型コロナウイルスの影響を受けている生活者への支援、また、キャッシュレス化等の新しい生活様式への対応、さらに地域経済の好循環の生み出すことを目指し、市内での買い物に使える地元限定の「電子地域通貨」を導入する。本業務委託は、電子地域通貨の導入及び、機能の拡張による電子地域通貨の発展的な活用を可能とするプラットフォームの構築を目的とする。

4 事業の概要

電子地域通貨の導入とともに、現金でチャージした金額に対するプレミアムポイント付与を単年度事業で実施する。次年度以降も電子地域通貨の運用を継続するほか、補助金や給付金の交付や、その他様々な行政サービスと電子地域通貨の連携を図っていく。

5 業務内容

(1) 電子地域通貨システムの導入

受託者が所有または開発するシステムで、本市が求める仕様に応じた電子地域通貨システム（以下「本システム」という）を導入し、実施期間において本システムが利用できるようにすること。

ア 端末要件

アプリケーションの場合は iOS12 以上及び Android9 以上の OS を搭載したスマートフォン等の端末で動作すること。また、各 OS のメジャーアップデートに無償で対応すること。

WEB ブラウザの場合は、Microsoft Edge、Google Chrome の最新バージョンで動作すること。

イ 機能要件

(ア) 全般

- a アプリケーション型と専用カード型の両方式での運用が可能なこと。

- b 専用カードについて、チャージ型と使い切り型の両方式での運用が可能なこと。
 - c 契約期間中に利用可能なテスト環境を提供すること。
 - d 機能追加が行われた場合は、無償にて対応されること。
- (イ) 利用者情報登録機能
- a 利用者情報を登録し、アカウントを発行できること。
 - b 利用者アカウント発行時は、メールアドレスを収集すること。
- (ウ) 店舗情報登録機能
- a 店舗登録時は、登録情報等を容易に入力できること。
 - b 店舗登録情報は、店舗名、名読み、住所、電話番号、写真、休日、営業時間、PR文、URL等が入力できること。
 - c 業種情報を入力し、分類できること。
 - d 検索キーワードを設定できること。
- (エ) 地域通貨チャージ機能
- a 地域通貨を1ポイント1円とし、チャージできること。
 - b 1回でチャージできる金額の最小単位を設定できること。
 - c チャージ金額の上限を事業ごとに設定できること。
 - d チャージ金額が設定した上限に達したとき、自動的にチャージができないようにすること。
 - e 付与されたプレミアムポイントが設定した上限に達したとき、自動的にチャージができないようにすること。
 - f 銀行ATMからチャージができること。
 - g 容易にチャージ場所を開設できること。
 - h カードからアプリにポイント等が移行できること。
 - i チャージ金額ごとに有効期限を設定できること。
- (オ) プレミアムポイント機能
- a プレミアムポイントのみを容易に付与できること。
 - b プレミアムポイントごとに有効期限、利用可能店舗、利用可能日を設定できること。
 - c プレミアムポイント付与について、1人あたりの回数上限を設定できること。
 - d チャージ時に、チャージ金額に応じたプレミアムポイントを付与できること。
 - e 決済時に、決済額に応じたプレミアムポイントを付与できること。
 - f 決済時にプレミアムポイントが付与される店舗を設定できること。
 - g 二次元バーコードを読み取るだけで容易にプレミアムポイントを付与できること。
 - h 二次元バーコードを利用したプレミアムポイント付与について、1人あたりの

回数上限を設定できること。

- i 自動的に任意の利用者にポイントを付与できる日時を設定できること。

(カ) 決済機能

- a 1円単位で決済ができること。
- b 専用カードでの決済の場合、加盟店において、スマートフォンまたはタブレット以外の専用機器（通信機器を除く）が必要ない決済であること。
- c アプリでの決済の場合、加盟店において、機器の必要がない決済ができること。
- d 専用カードでの決済の場合、加盟店において、画面遷移等が明朗であり、容易に決済が行えること。
- e アプリケーションでの決済の場合、利用者の画面遷移等が明朗であり容易に決済が行えること。
- f アプリケーションでの決済の場合、利用者が支払金額や支払先店舗等の履歴確認が容易に行えること。
- g 決済完了時に、決済完了画面の表示や音を鳴らすことにより、未払いを防げること。
- h 決済時に、有効期限が近いポイント及び利用可能な店舗が少ないポイントを優先して利用する機能を有すること。
- i 加盟店舗の決済状況等を容易に CSV ファイルで出力できること。

(キ) メニュー機能

- a アプリケーションで残額及び残ポイントが期限を含めて表示されること。
- b アプリケーションで利用者の決済やチャージ等の履歴が確認できること。
- c アプリケーションで加盟店情報が一覧表示およびマップ表示等にて分かりやすく表示されること。さらにマップ表示については、利用者の現在位置から、選択した加盟店までの経路案内が行えること。
- d 加盟店情報を容易に検索でき、管理者アカウントで容易に編集できること。
- e 加盟店情報を位置情報、写真、メニュー、割引情報、URL 等が表示できること。
- f 加盟店情報の URL から Web ページに遷移できること。
- g お知らせ等の情報を一覧で表示でき、日付、時間等を設定して通知ができること。

(ク) 管理・運用機能

- a 管理用アカウントを複数発行でき、それぞれの権限を任意に設定できること。
- b 管理用アカウントにて、利用者情報、加盟店舗情報、利用者の利用状況、加盟店舗の決済状況を管理、確認できること。
- c 管理者アカウントにて、各加盟店舗の支払い情報を容易に CSV 出力できること。
- d 管理者アカウントにて、加盟店に対して精算処理を行うためのデータを抽出、

管理できること。

- e 加盟店舗アカウントを容易に発行できること。
- f 加盟店舗アカウントにて、それぞれの取引状況等を容易に確認できること。
- g 桐生市指定の名称、ロゴ等が表示され、統一感を持った表示が可能なこと。
- h 決済完了時の音情報を変更できること。

(2) 電子地域通貨システムの保守

- ア 本システムの運用管理を行うこと。運用管理を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設け、本業務を円滑に進める体制を整えること。
- イ 本システムの稼働時間は原則24時間365日とする。
- ウ 障害が発生した場合は速やかに市担当者に連絡するとともに、直ちに状況の確認を行い、障害原因の特定、復旧作業を実施すること。
- エ 障害が発生した場合の連絡窓口を明らかにすること。
- オ バージョンアップ等により本システムを停止する必要が発生した場合は、必ず市担当者と協議すること。
- カ パッケージとして実施されるシステム機能の強化、追加、修正等については、追加の費用なく提供すること。
- キ アプリケーションを用いる場合、iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、登録後の維持管理を行うこと。

(3) 利用者及び加盟店向けコールセンターの設置

下記の期間中、本システムに関する利用者及び加盟店からの問い合わせに対応すること。電話対応は平日の午前9時から午後5時を最低限とし、それ以外の時間帯は適宜対応すること。

利用者向け 令和4年10月26日（水）～令和5年2月28日（火）

加盟店向け 令和4年 9月 1日（木）～令和5年2月28日（火）

(4) 加盟店対応

- ア 下記日程において市が開催する加盟店向け説明会に同席（オンライン参加も可とする）すること。なお、時間や会場等詳細については、別途通知する。
 - 1回目 令和4年8月17日（水） 午前・午後 各1回ずつ
 - 2回目 令和4年8月18日（木） 午前・午後 各1回ずつまた、令和4年10月までに市が4回開催するオンライン説明会に同席（オンライン参加も可とする）すること。詳細については、別途通知する。
- イ 加盟店用の運用マニュアルを作成すること。運用マニュアルは加盟店にわかりやすい内容とすること。
- ウ 事業実施に必要なポスターやチラシ等の販促物を用意すること。

(5) 市職員向け対応

市が開催する市職員等の関係者向け説明会に同席（オンライン参加も可とする）すること。なお、詳細については、別途通知する。

(6) 提出物・納品物

準備期間中に下記のを提出・納品すること。なお、アからオの提出物については、電子媒体を2セット提出すること。

ア	業務実施計画・実施体制図	1部
イ	システム管理者向け操作マニュアル	1部
ウ	利用者向け操作マニュアル	1部
エ	利用者向け操作マニュアル概要版（A4両面1枚）	10,000部
オ	加盟店向け運用マニュアル	1,000部
カ	専用カード	

(ア) 仕様

- a クレジットカードサイズとし、複数回利用可能な素材のものとする。
- b 本市独自のデザイン及び二次元バーコード等が印刷されており、端末等において読み取ることにより、地域通貨のチャージ及び決済ができること。
- c 銀行ATMでのチャージに対応できるもの。

(イ) 枚数

10,000枚

キ 加盟店用販促物（ポスター、チラシ、ステッカー、のぼり）

各1,000個

ク 決済用二次元バーコード（アプリケーションでの決済時に読み取るもの）

1,000枚

(7) その他業務

その他、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法等があれば提案する。

6 セキュリティ対策

- (1) サーバー等システム機器について、最新の情報をもとにウイルス対策やセキュリティパッチの適用を実施すること。
- (2) 本システムに対するウイルス等の攻撃や不正侵入、個人情報を含む内部情報の流出への対策等を万全に行うこと。
- (3) 本システムが運用されているサーバーは冗長化されていることとし、障害が発生した場合は遅滞なくバックアップと切り替わり、滞りなく運用が進められること。
- (4) 不測の事態に備えてバックアップを定期的を取得し、復旧することが可能な状態で

運用すること。

7 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部について委託することを、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。

8 報告

書面の提出をもって報告とする。

9 委託料の支払い

別途協議するものとする。

10 個人情報保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、桐生市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

11 その他

- (1) 受託者は、常に本市からの連絡を受けることができる体制を有するものとする。
- (2) 受託者は、業務の進行上疑義が生じた場合には、市担当者へ随時報告し相談することとする。
- (3) 本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行なうこととする。